

〇〇圏保健医療福祉圏域連携推進会議

難病対策専門部会（難病対策地域協議会）運営要領（案）

第 1 目的

この要領は、〇〇圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第〇条の規程に基づき設置する難病対策専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 難病対策に係る地域での課題に関すること。
- (2) 難病対策に係る地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 難病患者に係る災害対策に関すること。
- (4) 難病患者に係る教育・雇用に関すること。
- (5) その他、部会の目的達成のため必要と認められる事項。

第 3 座長

部会に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議長となり、議事を進行する。

第 4 会議

部会の会議は、必要の都度、道が招集する。

- 2 道は、必要に応じて構成員及び特別構成員以外の者を出席させることができる。

第 5 事務局

部会の事務局を、北海道〇〇総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。